平成２６年（フ）第２０７号
和歌山市鳴神472番地の３
債務者　中野　咲子
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２１４号
和歌山市古屋62番地の６　西川マンション103
債務者　居酒屋とし子こと　石野　壽子
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２１５号
和歌山市松江東３丁目３番43号　ジョビアル松本103号室
債務者　中村　幸恵（旧姓河端）
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２２３号
和歌山市六十谷86番地３　リバーサイドマンション和興ビル503号、住民票上の住所和歌山県紀の川市西大井110番地
債務者　東　　菊代
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２３２号
和歌山県海南市名高258番地１　ルーブル前田103号室
債務者　市場　惠子（旧姓沼）
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２３３号
和歌山県有田郡有田川町大字宮川706番地
債務者　安井　崇任
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２３４１号
大阪府門真市御堂町12番３号　第Ⅲアーバンコート205号
債務者　真柄　一雅
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９５２号
大阪市住之江区安立２丁目３番４号　ドーム住之江21号室
債務者　林　　学
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９８８号
大阪市北区本庄西３丁目５番17号　ハーモニーコート本庄503号室
債務者　矢野　智彦
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２７１号
大阪市東淀川区柴島３丁目７番15号　コーポ柴島302号
債務者　池田真由美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３１９号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号ホーリーホーム
債務者　荒井久美こと　崔　　久美
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３５１号
大阪府寝屋川市下木田町13番１―303号
債務者　田中　達夫
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４２７号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目７番19号　春日文化１―ヘ
債務者　山根　　学
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５３２号
大阪市東住吉区杭全４丁目９番５号セディア・コアロード401号、前住所大阪市西成区鶴見橋３丁目５番10号
債務者　平岡　龍一
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６８号
新潟県柏崎市春日３丁目３番37号
債務者　吉田　道子
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第９９号
新潟県見附市本町３丁目12番17号
債務者　羽賀　　博
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡甲2653番地
債務者　富井　　勉
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係